

電算処理予定表（例：令和5年4月、5月実績）

令和5年4月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	毎M1・偶M1 検針期間					
			偶M2 検針期間			
9	10	11	12	13	14	15
	毎M1 偶M1			偶M3 検針期間		
					偶M2	
16	17	18	19	20	21	22
					偶M3	
			偶M4 検針期間			
23	24	25	26	27	28	29
			毎M1・奇M1 検針期間			
					偶M4	
30						

令和5年5月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
				毎M1 奇M1		
		奇M2 検針期間				
14	15	16	17	18	19	20
			奇M3 検針期間			
				奇M2		
21	22	23	24	25	26	27
				奇M3		
			奇M4 検針期間			
28	29	30	31			
			毎M1・偶M1 検針期間			
			奇M4			

毎M1、偶M1～4、奇M1～4が「電算処理日」で、矢印で示した範囲が検針期間となります。
電算処理日の前1～2日間は、委託者が検針結果に基づいた事務処理を行う期間です。
このため、受託者は、各電算処理日の1日～2日前までに検針を終える必要があります。